

公益社団法人鳥取県人権文化センター契約事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人鳥取県人権文化センター（以下「センター」という。）会計処理規程に基づき、センターが締結する工事等の請負契約、物品等の購入及び印刷等の契約に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 センターの契約事務処理は、法令並びに公益社団法人鳥取県人権文化センター定款及び会計処理規程に定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(入札の手続き)

第3条 入札に当たっては、次の各号に掲げる事項を入札者に通知するものとする。

- 一 入札に付する事項
- 二 契約条項を示す場所
- 三 入札保証金に関する事項
- 四 郵便入札の可否
- 五 入札の場所及び日時
- 六 入札の目的物の下見場所及びその日時
- 七 その他特に必要な事項

- 2 入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を作成封緘の上、入札保証金及び必要な書類を添えて指定の日時まで定められた場所へ提出しなければならない。
- 3 入札者は、入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

(入札書の記載事項の訂正等)

第4条 入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、金額は、これを改めることができない。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格が20万円未満の物品及び印刷物の購入並びに物品の修繕の契約に係る入札においては、入札保証金の納付を要しない。
- 3 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
 - 一 保険会社との間にセンターを被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 鳥取県競争入札参加資格名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(予定価格の作成)

第6条 入札に付する事項の価格を、仕様書、設計書等によって予定し、予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 随意契約による場合で次の各号に該当する場合には、予定価格調書の作成を省略することができるものとする。ただし、この場合においても、必要に応じて予定価格の積算を行うものとする。

一 予定価格が20万円未満のものに係る契約を締結するとき。

二 予定価格が20万円以上100万円未満の契約で、契約事務の実情を勘案し、予定価格調書作成を省略しても支障がないと認められるもの。

三 法令に基づいて取引価格(料金)が定められているもの、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る契約を締結するとき。

四 国、地方公共団体その他公共的団体と直接契約する場合で、他の書類等により価格を確認できるとき。

五 特定の土地又は家屋を買い入れ、又は借り入れるとき。

六 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

七 役務の提供を受ける場合等で、その性質又は目的により見積書を徴することが実態に即しないとき。

3 予定価格が5万円未満の場合は、予定価格そのものの書面上の記録を省略することができる。

(契約書の作成)

第7条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、記載を要しない。

一 契約の目的

二 契約金額

三 履行期限

四 契約保証金に関する事項

五 契約履行の場所

六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

七 監督及び検査

八 履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

九 危険負担

- 十 目的物が契約の内容に適合しないものである場合の担保責任
- 十一 契約に関する紛争の解決方法
- 十二 著作権その他これに類する無体財産権の帰属その他権利の所在に関する事項
- 十三 個人情報取扱業務を委託する場合には、鳥取県個人情報保護事務取扱要綱に定めるところにより、個人情報の保護に関する条項及び個人情報取扱業務委託契約特記事項を追加すること
- 十四 暴力団の排除規定
- 十五 その他当該契約に関し必要な事項

(契約書の作成を省略できる場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- 一 1件250万円未満の契約をするとき。
 - 二 会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次の各号のいずれかに該当する軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。
- 一 契約金額が50万円未満のとき。
 - 二 契約内容が即日履行されるとき。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。

- 2 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の納付を要しない。
- 一 契約金額が50万円未満の次に掲げる契約を締結するとき。
 - ア 物品の購入又は修繕の契約
 - イ 印刷物の購入の契約
 - 二 土地若しくはその定着物の取得又は補償の契約を締結するとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- 一 契約の相手方が、保険会社との間にセンターを被保険者とする履行保証保険契約等履行保証がなされているとき。
 - 二 契約の相手方が、過去2年の間に国、地方公共団体その他の法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められないとき。
 - 三 入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が250万円を超え

ない額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結するとき。

五 その他契約の性質上契約保証金を納付させることにより、契約の締結が不利又は困難になると認められるとき。

(検査、検収)

第 10 条 職員は、契約が履行されたときは、必要な検査を行い、検査結果に基づき検査調書を作成しなければならない。

2 次の各号に該当する場合においては、契約者が提出した完了届書、納品書又は請求書に当該検査をした職員が検査結果を証明することにより検査調書に代えることができる。

一 物件の納入又は成果物の完成を目的とする契約のうち、1 件 250 万円未満の入札及び随意契約で契約書の作成を省略したとき。

二 物件の納入又は成果物の完成を目的としていない契約をしたとき。

三 単価契約したとき。

(随意契約)

第 11 条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が次表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の買入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げる以外のもの	100 万円

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が入札に適しないものをするとき。

三 障害者福祉施設、認定生活困窮者就労訓練事業施設、母子・父子福祉団体、シルバー人材センター等から物品の調達又は役務の提供を受けるとき。

四 緊急の必要により入札に付することができないとき。

五 入札に付することが不利と認められるとき。

六 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

七 入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

八 落札者が契約を締結しないとき。

(見積書の徴取)

第12条 随意契約によろうとするときは、次の各号に該当する場合を除き、3人以上の者から見積書を徴さなければならない。

一 3人以上の者から見積書を徴さないことができる場合

ア 予定価格が50万円未満のものであるとき。

イ 第11条第1号に規定する予定価格を超えない場合において、見積書を3人以上から徴することができないと認められるとき。

二 2人以上の者から見積書を徴さないことができる場合

ア 予定価格が20万円未満のものであるとき。

イ 機械機具等の修繕で分解しなければ見積れないものであるとき。

ウ 第11条第2号から第8号に該当するもののうち、契約できる相手方が1人しかいないとき。

三 見積書を徴さないことができる場合

ア 予定価格が5万円未満のものであるとき。

イ 郵券、印紙等その販売価格が法令等で指定されているものを買入れ又は借入れるとき。

ウ 定期刊行物等であらかじめ表示されている価格より有利な価格で契約をする余地のないものであるとき。

エ 国、地方公共団体その他公共的団体から直接契約を締結する場合で、他の書類等により価格を確認できるとき。

オ 特定の土地又は家屋を買入れ、又は借り入れるとき。

カ 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

キ 役務の提供を受ける場合等で、その性質又は目的により見積書を徴することが実態に即しないとき。

附 則

この規程は、平成16年1月から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月26日から施行する。